

千葉市 I H E A T 要員研修謝金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域保健法（昭和22年法律第101号。以下「法」という。）第21条に定める I H E A T 要員が厚生労働省で定める運用要領に基づく研修を受講した際の研修謝金（以下「謝金」という。）の支給に関することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法及び地域保健法施行規則（昭和28年厚生省令第55号。以下「施行規則」という。）で使用する用語の例によるほか、次の各号のとおりとする。

(1) I H E A T 要員

次の条件をすべて満たした者

ア 別表に定める国や千葉県（以下「県」という。）及び千葉市保健所（以下「保健所」という。）で実施される研修（以下「別表に定める研修」という。）が実施される日時点で I H E A T 運用支援システム（以下「I H E A T . J P」という。）に登録されている者

イ 保健所業務の支援が可能な、施行規則第3条で定める専門職である者

(2) 市 I H E A T 要員

I H E A T 要員のうち、次の条件をすべて満たした者

ア 千葉市（以下「市」という。）在住または在勤者

イ 第一希望の支援先を市として市に回答した者

ウ I H E A T . J P のユーザー規約に同意している者

(3) I H E A T . J P

国が整備する保健所設置自治体における I H E A T の運用を支援するシステム

(謝金の支給)

第3条 千葉市長（以下「市長」という。）は、市 I H E A T 要員が別表に定める研修に参加した場合に謝金を支給することができる。ただし、県において実施する e ラーニング及び講義・講演・演習等、国において実施する疫学研修（国立感染研専門講習など）に参加した場合の謝金は、市において実施する同一年度の保健所実践型訓練に参加した場合に支給する。また、e ラーニング受講に関わる謝金は年度1回を限度とする。

2 市 I H E A T 要員が研修を受講するために要した交通費の支給は、自宅から当該研修実施場所所在地の間における交通運賃を支給するものとし、当該支給額は、最も経済的な通常の経路及び方法で乗車した場合の旅客運賃により計算する。

(謝金の請求)

第4条 謝金の支給を希望する市 I H E A T 要員は、別途市が定める期間までに、次の各号で定めるいずれかの方法により、請求するものとする。

- (1) 千葉市 I H E A T 要員研修謝金請求書（様式第 1 号）の提出による請求
- (2) ちば電子申請サービスの利用による請求

（支給の決定）

第 5 条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、別表に定める研修のうち当該年度に受講した分について、謝金を支給することができる。ただし、市 I H E A T 要員 1 名につき年度 3 万 1 千円（交通費別途支給）を限度とし、他自治体から謝金の支給を受けている場合や自治体職員の場合は支給対象外とする。

（関係部署との連携）

第 6 条 市長は、謝金の支給を適正に行うために必要な事項について、県や関係部署に情報の提供を求めることができる。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、謝金の支給に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

No	研修種別	研修内容	実施主体	謝金額
1	保健所実践型訓練	感染症業務に関する実践型訓練や研修	市	8,000円 (別途交通費支給)
2	eラーニング	感染症等の健康危機に関する基本的な教育	県	5,000円
3	講義・講演・演習等	感染症に関する応用的な教育	県	5,000円 (別途交通費支給)
4	国において実施する疫学研修（国立感染研専門講習など）	—	国	5,000円 (別途交通費支給)

- ※ 「保健所実践型訓練」は、保健所が実施する訓練のうち、別に指定したものとする。
- ※ 「2」～「4」に関わる謝金は、同一年度実施の「保健所実践型訓練」に参加した場合に支給する。
- ※ 「1」に関わる謝金は年度2回を限度とし、「2」～「4」に関わる謝金はそれぞれ年度1回を限度とする。

(様式第1号)

千葉県IHEAT要員研修謝金請求書

(あて先) 千葉市長

請求日 年 月 日

1 請求者

フリガナ	生年月日	現住所
氏名		
	昭和 ・ 平成	
	年 月 日	電話 ()

2 参加した研修、講習会等

参加された研修、講習会にチェックし、参加日を記入してください。

- 市主催の実践型訓練(参加日 年 月 日、 年 月 日)
- 県が指定したeラーニング(講習日 年 月 日)
- 県主催の講義・講演・演習等(参加日 年 月 日)
- 国が実施する疫学研修(参加日 年 月 日)

3 請求額

研修費(A)	交通費(B)	合計(A+B)
円	円	円

4 振込先

請求者名義の振込先を記入してください

銀行名		金融機関コード				
支店名		支店コード				
種別	普通 ・ 当座					
口座番号						
カナシメイ						

※裏面も記載してください

5 交通費内訳

参加日	順路	移動方法の別	区 間	金 額
	1	鉄道・バス等・徒歩等	自宅 から まで	円
	2	鉄道・バス等・徒歩等	から まで	円
	3	鉄道・バス等・徒歩等	から まで	円
	4	鉄道・バス等・徒歩等	から まで	円
			合 計 額	円

参加日	順路	移動方法の別	区 間	金 額
	1	鉄道・バス等・徒歩等	自宅 から まで	円
	2	鉄道・バス等・徒歩等	から まで	円
	3	鉄道・バス等・徒歩等	から まで	円
	4	鉄道・バス等・徒歩等	から まで	円
			合 計 額	円

参加日	順路	移動方法の別	区 間	金 額
	1	鉄道・バス等・徒歩等	自宅 から まで	円
	2	鉄道・バス等・徒歩等	から まで	円
	3	鉄道・バス等・徒歩等	から まで	円
	4	鉄道・バス等・徒歩等	から まで	円
			合 計 額	円

参加日	順路	移動方法の別	区 間	金 額
	1	鉄道・バス等・徒歩等	自宅 から まで	円
	2	鉄道・バス等・徒歩等	から まで	円
	3	鉄道・バス等・徒歩等	から まで	円
	4	鉄道・バス等・徒歩等	から まで	円
			合 計 額	円

(注意事項)

※旅客運賃については、利用の種別にかかわらずICカード料金で計算します。

※最も経済的な通常の経路及び方法で乗車した場合の旅客運賃により計算します。

(様式第2号)

千保健危第 号
年 月 日

千葉市長



千葉市 I H E A T 要員研修謝金支給通知書

年 月 日付けで請求のありました千葉市 I H E A T 要員研修謝金について、下記のとおり支給することとしましたので通知します。

記

1 対象者

2 支給内容

支給額	研修費 (A)	交通費 (B)	合計 (A+B)
振込予定日			
金融機関			
口座名義人			

(様式第3号)

千保健危第 号
年 月 日

千葉市長



千葉市 I H E A T 要員研修謝金不支給通知書

年 月 日付けで請求のありました千葉市 I H E A T 要員研修謝金について、下記の理由とおり不支給とすることとしましたので通知します。

記

1 対象者

2 不支給の理由